一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第四十三号いわき都市計画緑地事業十二号岩間防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千七百十三号府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千六百二十号国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年十二月二十三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千二百八十七号青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十七年七月十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十三年九月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九十七号日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十五年六月三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第百七号八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十八年二月七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第四百八号東村山都市計画、西東京都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道